

京都市告示第425号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年12月20日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 一般国道
 供用開始の期日 平成25年12月21日 午後2時
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
162号	右京区京北細野町不動ヶ谷2番地の1地先から	旧	メートル 2790.00	メートル 11.00 ~76.50
	同区京北周山町隠谷52番地の1地先まで	新	2790.00	11.00 ~76.50

- 2 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 平成25年12月21日 午後2時
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
中区上区線	右京区京北細野町宮ノ上12番地の5地先から	旧	メートル 134.00	メートル 5.00 ~22.00
	同区京北北細野町信濃垣内2番地の1地先まで	新	134.00	5.00 ~22.00
上区山田線	右京区京北細野町信濃垣内24番地の16地先から	旧	108.10	2.40 ~17.20
	同町17番地の2地先まで	新	102.50	2.40 ~17.20

(建設局土木管理部道路明示課)